平成２７年（フ）第５７６号
千葉市中央区都町1115番地２　シティハイツみやこ202号
債務者　豊田利恵子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５９８号
千葉県市原市青葉台８丁目１番地　ガーデンコート姉ケ崎１―1004
債務者　淺妻　昭廣
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６０２号
（住民票上の住所）大阪府堺市中区深井清水町4005番地１　（802号）
債務者　平澤　靖子（旧姓大前）
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６１２号
千葉県船橋市本中山３丁目５番６号　パレス中山206号
債務者　山内　秀樹
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６１９号
千葉県市川市富浜３丁目５番６―102号　（第２昌和コーポ）
債務者　河井　　哲
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６２４号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目２番２―406号
債務者　藤田エベリン　コーリアこと　ＦＵＪＩＴＡ　ＥＶＥＬＹＮ　ＣＯＲＲＥＡ
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６４４号
千葉県八千代市高津415―１　星のいえ１―203、住民票上の住所千葉県船橋市藤原７丁目34番10号
債務者　中田宏一郎
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６９２号
千葉県船橋市南本町16番５棟106号
債務者　土生　洋明
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７４号
新潟県新発田市藤塚浜4038番地８、前住所新潟県北蒲原郡聖籠町大字網代浜880番地１
債務者　佐野　圭祐
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第２５２号
静岡県三島市梅名391番地の１　ヴァンヴェール梅名外苑308
債務者　酒井　　研
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１５号
静岡県周智郡森町森1709番地の１　ピュアミキＡ201
債務者　宮崎　律子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
静岡県掛川市下俣南２丁目13番１号　ライブ小島　305号室
債務者　藤田　正嗣
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第６４０号
京都市南区西九条川原城町57、住民票上の住所京都府長岡京市神足１丁目16番20号
債務者　平田　　望
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６４８号
京都市下京区河原町通松原上る２丁目富永町358番地　ライオンズマンション715、前住所京都市中京区壬生坊城町48番地３　第２号棟527号室
債務者　大岩根辰美
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６７３号
京都府八幡市八幡三ノ甲５番地の１　テラスハウス増田Ⅲ６号、住民票上の住所京都府八幡市男山弓岡５番地―Ｂ11―307
債務者　丸岡　幸一（旧姓橋島）
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７１６号
京都府木津川市加茂町大野唐岩68番地　サンハイツ加茂Ｂ103、前住所京都府相楽郡南山城村大字田山小字北又14番地
債務者　奥田　福子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係